

平成 28 年 2 月 10 日開会

平成 28 年 2 月 10 日閉会

## 平成 28 年第 1 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 28 年 2 月 10 日

平成 28 年第 1 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 工事請負契約の変更について(北方町新庁舎建設工  
事) (町長職務代理者 副町長提出)
- 第 4 議案第 2 号 物品売買契約の変更(新庁舎備品)  
(町長職務代理者 副町長提出)
- 第 5 議案第 3 号 物品売買契約の変更(新庁舎家具)  
(町長職務代理者 副町長提出)
- 第 6 議案第 4 号 字の区域及び名称の変更について  
(町長職務代理者 副町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

出席議員 (10 名)

1 番	村 木	俊 文
2 番	松 野	由 文
3 番	三 浦	元 嗣
4 番	杉 本	真由美
5 番	安 藤	哲 雄
6 番	安 藤	巖
7 番	鈴 木	浩 之
8 番	安 藤	浩 孝
9 番	戸 部	哲 哉
10 番	井 野	勝 已

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	奥 田	克 彦
総 務 課 長	奥 村	英 人
防災安全課長	後 藤	博

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	安藤	ひとみ
議会書記	山田	彰紀
議会書記	堀	創二郎

開会 午前 10 時 37 分

- 議長（戸部哲哉君） ただいまから平成 28 年第 1 回北方町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます本日の日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 10 番 井野勝巳君、及び 1 番 村木俊文君を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定しました。

#### 日程第 3 議案第 1 号から日程第 6 議案第 4 号まで

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 3、議案第 1 号、工事請負契約の変更について(北方町新庁舎建設工事)についてから、日程第 6、議案第 4 号字の区域及び名称の変更についての 4 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長職務代理者、副町長。

- 副町長（奥田克彦君） 本日、臨時議会の開催をお願いしたところ、議員のみなさま方におかれましては、忙しいところ、全員のみなさまにご出席をいただくことができましたことを、室戸町長に代わり、厚く御礼申し上げます。それでは本会議でお願いしたい事、各議案について順次ご説明させていただきます。

まず第 1 号議案からでございます。第 1 号議案、工事請負契約の変更についてでございますが、平成 26 年 11 月 25 日付で議決をいただきました、北方町新庁舎建設工事請負契約の工期を、平成 28 年 2 月 29 日までを、平成 28 年 3 月 22 日までに変更をお願いするとともに、金額 18 億 1,440 万円を、18 億 2,216 万 8,440 円に変更してお願いするものでございます。

第 2 号議案、物品売買契約の変更についてでございます。平成 27 年 9

月 7 日付で議決をいただきました、北方町新庁舎備品物品売買契約の履行期間を、平成 28 年 3 月 2 日までを、平成 28 年 3 月 25 日までに変更をお願いするものでございます。

第 3 号議案でございます。同様に、物品売買契約の変更についてでございますが、平成 27 年 9 月 7 日付で議決をいただきました、北方町新庁舎家具物品売買契約の履行期間を、平成 28 年 3 月 2 日までを、平成 28 年 3 月 22 日までに変更をお願いするものでございます。

最後に、第 4 号議案、字の区域及び名称の変更についてでございます。地方自治法第 260 条第 1 項の規程により、北方町北方地区の字の区域及び名称の一部を変更するものでございます。

以上、提案をさせていただきました事案をどうぞ十分にご審議をいただきまして、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げて、提案説明に代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 1 号、工事請負契約の変更について（北方町新庁舎建設工事）について、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。これから議案第 1 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 2 号、物品売買契約の変更について（新庁舎備品）について、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。これから議案第 2 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 3 号、物品売買契約の変更について（新庁舎家具）について、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。これから議案第 3 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は

原案のとおり可決されました。

- 議長（戸部哲哉君） 議案第4号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

[「質疑、討論省略」の声あり]

- 議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。これから議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 議長（戸部哲哉君） 本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。平成28年第1回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年2月10日

議 長

署名議員

署名議員